

伊予市公共施設への再生可能エネルギー等導入可能性調査業務 仕様書

1 委託業務の名称

伊予市公共施設への再生可能エネルギー等導入可能性調査業務(以下「本業務」という。)

2 業務の目的

本業務は、2050年までの脱炭素社会の実現を見据え、2030年までに設置可能な市有施設の50%以上に再生可能エネルギー(以下、再エネという。)設備設置を目指すに当たり、市有施設への再エネ設備等の導入可能性を把握し、計画的かつ効率的に設置を進めるための調査・分析を行うことを目的とする。

3 業務内容

(1) 業務工程表の作成

業務実施に際し必要な計画及び準備等を行い、工程表を作成する。

(2) 考慮すべき地域特性、環境特性等(建築物や周辺環境等の確認のための現地調査を含む。)の調査・検討

再エネの導入に向けて、地域特性や環境特性等、地域の個別の状況について、以下に関する基礎情報等の収集及び現状分析を実施する。

- ・気象条件(日照、風況、気温、雪量等)
- ・河川状況(位置、流量等)
- ・産業の状況(農林水産業、製造業、商業、観光等)
- ・人口の推移など
- ・土地利用状況(観光地、景観保護地区等の有無)
- ・対象となる市有施設及び市有地の立地・周辺環境の状況
- ・周辺を含めた土地利用状況(建物配置など含む。)
- ・災害計画のなかでの位置づけ

また、特に考慮すべき地域特性や環境特性等がある場合においては、必要に応じて建築物や周辺環境等の確認のための現地調査を実施すること。

(3) 設置施設、場所、負荷及び規模等の調査・検討

市有施設を対象として以下に関する項目等について書面調査を実施し、設置施設、場所、負荷等の調査検討を行う。

- ・耐震基準の適合性
- ・建築面積等
- ・屋根の改修履歴
- ・対象施設の電気・灯油・A重油・都市ガス・プロパンガス等の年別、月別の使用料
- ・設備台帳等を用いた既存設備(証明設備・空調設備など)及びその台数の把握

- ・既存設備（照明設備・空調設備など）の運用状況
- (4) 発電量、日射量、導入可能量、設置位置及び設置方法等の調査・検討
 - (2)及び(3)の結果を踏まえ、10 施設以上を対象に現地調査を実施する。
 - なお、現地調査の方法は、目視による現状確認、形状変更を伴わない方法による計測、図面調査、施設管理者への聞き取り等とし、以下の項目等について取りまとめること。
 - ・想定発電量の算定（発電シミュレーション、設備利用率の設定等）
 - ・日射量の確認
 - ・導入可能量の確認
 - ・設置位置及び設置方法（レイアウト、容量（パネル枚数）、想定重量等）
 - ・導入に係る概算費用の算出
 - ・経費削減効果及び投資回収期間
- (5) 再エネを導入することによる地域の経済・社会にもたらす効果等の分析や導入手法、設置コストの調査・検討
 - 資料調査及び現地調査の結果を踏まえ、再エネを導入することによる地域の経済・社会にもたらす効果等の分析や事業採算性について検討し、施設の導入可能性に関する調査結果報告書を取りまとめる。
 - なお、再エネが地域の経済・社会にもたらす効果等の分析については、平常時の再エネ活用によるエネルギー及び温室効果ガス削減などの観点だけでなく、災害発生時等の緊急時における効果分析についても検討すること。
 - ・事業スキームの検討（国等の補助金の活用、P P A 事業等）
 - ・再エネによる地域経済の活性化に関する検討
 - ・事業スキームを考慮した上での事業採算性の検証
 - ・現地調査の対象外施設への展開案及び総事業費の算定
- (6) (2)～(5)の結果を踏まえ、再エネ設備等の設置に係る事業性を検討し、導入計画として施設ごとに取りまとめ、調査報告書を作成する。

4 実施体制

(1) 管理技術者

同等業務の担当として従事した経験を有し、技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）に基づく環境部門の技術士の資格を有する者

(2) 担当技術者

次の資格を有する者を配置すること。

なお、同等業務の実績を有する者を 1 人以上配置すること。

ア 技術士法に基づく環境部門の技術士資格を有する者

イ 省エネルギー法（昭和 54 年法律第 49 号）に基づくエネルギー管理士資格を有する者

なお、配置予定者の同等業務の実績、保有資格等について明示すること。同

等業務とは、国または地方公共団体における太陽光発電を含む再生可能エネルギー等導入可能性調査とする。

5 資料の貸与（契約締結後に貸与）

本市は本業務の遂行上必要、又は利用可能な資料で、本市が所有しているものについては貸与する。この場合、受注者は貸与された資料のリストを作成し、本業務が完了したときに速やかに成果品と共に返却するものとする。

なお、業務中であっても、本市が必要とする場合は、本市の求めに応じて返却するものとする。

6 成果品及び支払い方法

(1) 成果品

ア 伊予市公共施設への再生可能エネルギー等導入可能性調査業務報告書 2部

イ その他関連資料 1式

ウ ア、イのデータを格納した電子データ 1部

(2) 納品期日

上記成果品は、令和5年12月25日（月）までに成果品を納品すること。

(3) 支払い方法

業務完了後、速やかに成果品、必要書類を提出し、検査等に合格したとき、請求日から30日以内に一括で委託料を支払うものとし、前払い、部分払いは行わないものとする。

(4) 成果品に係る著作権

成果品に係る著作権については、すべて本市に帰属するものとする。

7 守秘義務

受注者は、委託業務の履行により知り得た一切の情報を第三者に提供若しくは漏らし、又は委託業務の履行以外の目的に使用してはならず、この契約が終了又は解除された後においても同様とする。

また、委託業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守しなければならない。

8 その他

(1) 打合せや調整等に要する費用は、すべて受注者の負担とする。

(2) 本仕様書に関し疑義が生じた場合は、その都度、市及び受注者が協議の上、決定するものとする。市は、業務期間中いつでもその業務状況の報告を求めることができるものとし、受注者は、その求めに応じなければならない。

(3) この仕様書に定めのない事項が生じた場合は、市及び受注者の双方が協力し、業務が円滑に履行できるよう誠実に対応するものとする。